

交通事故に遭われた方や ご家族の方へ



栃木県警察



はじめに

交通事故の被害に遭われ、怪我をしたり亡くなられた方、そしてそのご家族の方…
思いもよらない出来事に、どんなにか辛く悲しい思いをされていることでしょう。事故
に関して進められる各種手続等に戸惑い、不安な思いもされていることでしょう。

警察では加害者を特定し事故の状況を明らかにするため、様々な捜査をします。そ
の過程で、被害者やご家族の方にご協力をお願いしなければならないことも多々あり
ます。

辛い思いをされている方にご負担をおかけして大変心苦しいのですが、事故の全容
解明のために、ご協力をお願い致します。

皆様の辛く不安な気持ちがほんの少しでも軽減されますよう、一日も早く落ち着いた
生活を送れますよう、警察としても精一杯の支援をさせていただきます。

このパンフレットは、被害者やご家族の方に

- 捜査や裁判はどのように進み、事故の加害者はどのような手続で処罰されるのか
- 警察が被害者やご家族の方をお願いすることは何か
- 被害者やご家族の方が利用できる制度にはどのようなものがあるのか

といったことについてお知らせし、皆様の手助けとさせていただくものです。

少しでも皆様のお役に立てれば幸いです。

～ いつでもお気軽にご相談ください ～

担当者は






署（隊） 交通（捜査）課 係

氏名

電話

です。

～ 目 次 ～

 刑事手続と行政処分	1
○ 刑事手続の流れ	
○ 行政処分について	
 捜査へのご協力をお願い	4
 自動車保険について	5
○ 自賠責保険と任意保険	
○ 自賠責保険	
○ 任意保険	
○ 自動車損害賠償保障事業	
 被害者等の方が利用できる制度等	9
○ 警察の支援	
○ その他司法関係機関の支援	
○ 更生保護において利用できる主な制度	
○ 民間犯罪被害者等支援団体による支援	
 こんな時、相談に乗ってくれるのは？	15



各種相談窓口 16

- ① 栃木県警察本部犯罪被害者支援室 16
- ② 事故現場を管轄する警察署 16
- ③ 宇都宮地方検察庁 17
- ④ 宇都宮地方裁判所・簡易裁判所・家庭裁判所 17
- ⑤ 宇都宮保護観察所 17
- ⑥ 栃木県交通事故相談センター 17
- ⑦ 栃木県住宅供給公社他 18
- ⑧ 各福祉事務所・町役場福祉担当課 18
 - A 県福祉事務所（健康福祉センター）
 - B 各市福祉事務所
 - C 各町役場（福祉担当課）
- ⑨ 最寄りの税務署 20
- ⑩ (公社)被害者支援センターとちぎ 20
- ⑪ 日本司法支援センター「法テラス」 20
- ⑫ 栃木県交通安全活動推進センター 21
- ⑬ (公財)日弁連交通事故相談センター 21
- ⑭ (公財)交通事故紛争処理センター 21
- ⑮ (一社)日本損害保険協会 21
- ⑯ (一財)自賠償保険・共済紛争処理機構 22
- ⑰ 独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA） 22
- ⑱ (公財)交通遺児等育成基金 22
- ⑲ (公財)交通遺児育英会 23
- ⑳ (一財)道路厚生会 23
- ㉑ 日本財団 まごころ奨学金 23



県や市町による見舞金制度 24



刑事手続と行政処分



○刑事手続の流れ○

犯人を明らかにし、犯罪の事実を特定し、科すべき刑罰を定める手続のことを刑事手続といい、これは、大きく分けて

捜査 ⇨ 事件送致 ⇨ 起訴 ⇨ 裁判（公判）

という段階に分かれます。

1 捜査

証拠を集めることにより犯人を特定し、事実関係を明らかにして事件を解決し、犯人を処罰するために行う活動を捜査といいます。

警察では、交通事故が発生した場合、主に次のような捜査を行います。

- 事情聴取（供述調書の作成）
事故の状況や届出をした状況などについて詳しく話を聞くこと
- 実況見分
交通事故の現場や車両などの状況について詳しく調べること



2 事件送致

警察では、捜査に基づいて加害者を犯人であると認めた場合、加害者を「被疑者」と呼びます。この場合、次のような方法により、証拠とともに被疑者を検察官に送ります。これを事件送致といいます。

被疑者を逮捕した場合

- 被疑者の身柄を拘束した時から 48 時間以内に被疑者を検察官に送致します。
- 検察官は、必要があると認めた場合は、裁判官に被疑者の勾留を請求します。
- 裁判官がその請求を認めた場合、被疑者は最長 20 日間勾留されます。

被疑者を逮捕しない場合

- 被疑者を逮捕しないで任意で捜査を行った場合は、取調べなどの捜査を行ったのち、関係書類と証拠品を検察官に送致します。



3 起訴

検察官は、事件について必要な捜査を行った後（被疑者が勾留されている場合は勾留期間中に）被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

- 裁判にかける場合を「起訴」
- 裁判にかけない場合を「不起訴」

といいます。

また、起訴には

- 公開の裁判を請求する「公判請求」
 - 書面審理により罰金や料金を命じる裁判を請求する「略式請求」
- 等があります。（被疑者は起訴されると「被告人」と呼ばれます。）



4 裁判（公判）

公判では、裁判官が証拠による審理を行い、判決を下します。

公判手続の間、被告人が逃走するおそれがあるなどの場合には、裁判所は被告人を勾留することとなります。

下された判決について、検察官や被告人がその内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所（高等裁判所・最高裁判所）に訴えることとなります。

加害者が少年の場合

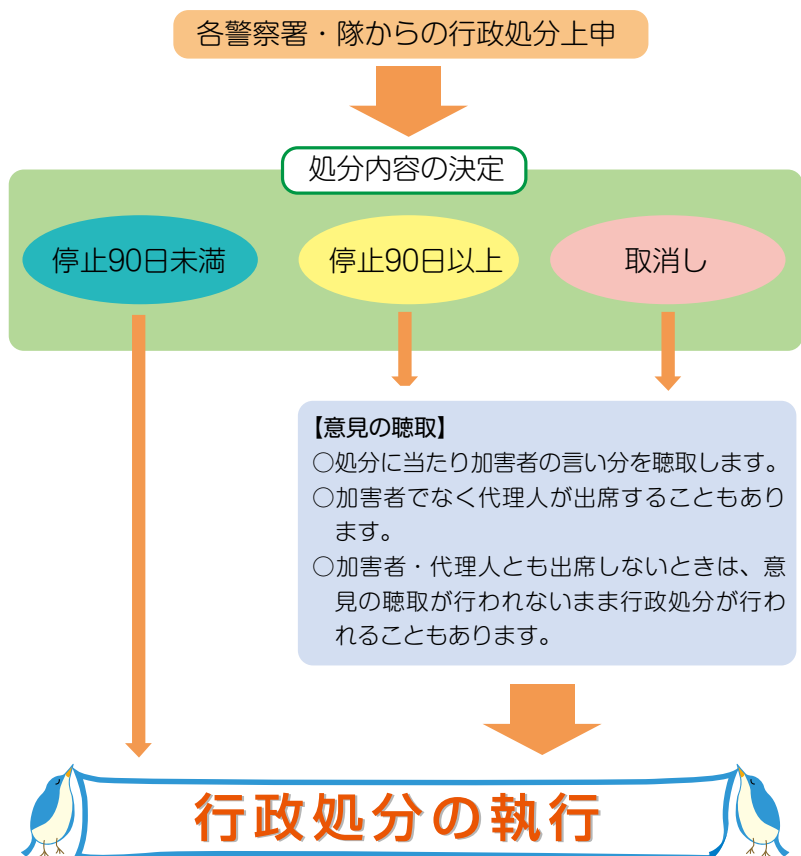
加害者が14歳以上20歳未満の少年である場合、検察官に送致された後は、事件が家庭裁判所に送られます。その後の処分は次のとおりです。

- 審判不開始…少年が十分に改悔し審判に呼び出す必要がない場合はその時点で終了します。
- 不処分…審判に付されますが、保護処分が必要ない場合、処分されず終了します。
- 保護処分…審判に付され、少年院送致、保護観察等の処分を受けます。
- 検察官送致…検察官に逆送され、成人と同様の裁判により処罰されます。

※審判とは、少年の処分を決定する手続です。

○行政処分について○

加害者に対しては、刑事手続とは別に、公安委員会により運転免許の取消しや停止の行政処分が行われます。



被害者の方にお知らせできること

- 加害者の「意見の聴取」が行われる期日と場所をお知らせすることができます。
- 交通死亡事故の遺族又は交通事故により重度後遺障害を受けた方及びその直近家族の方には、加害者に対して行った行政処分の内容（免許の取消し・効力の停止の別及び停止の場合にはその日数）をお知らせすることができます。

※事件を担当する警察署に問い合わせください※

捜査へのご協力のお願い

警察では、事故の全容を解明するため、刑事手続上、あなたにご協力をお願いすることになります。ご負担をおかけすると思いますが、ご協力をお願いします。

事情聴取

○ 警察官から

交通事故に遭われた状況や、届出をした状況などについて、担当の警察官が詳しくお聞きし、供述調書を作成します。

恐ろしい事故を思い出すことは辛く、言いたくないこともあるかと思いますが、事情聴取は交通事故の原因究明と加害者の特定に欠かせないものです。事件の早期解決のためにも、ご協力をお願いします。

○ 検察官から

検察官に送られた事件については、検察官が直接あなたから事情をお尋ねします。

なぜ、同じことを何度も聞くのかと思われるかもしれませんが、検察官が加害者を裁判にかけようかどうかを判断するために重要なことですので、ご理解ください。

実況見分

実況見分とは、警察官が、交通事故の現場や当事者が運転していた車両などの状況について詳しく調べて、交通事故の状況や原因を明らかにするものです。

この実況見分に被害者の方にも立ち会っていただくことがあります。

辛い記憶の残る物や場所に触れることになり、ご負担をおかけしますが、事故の全容解明のため、ご協力をお願いします。

証拠品の提出

交通事故当時、被害者の方が着ていた服などは、証拠品として提出していただくことがあります。これらは、事故の状況を明らかにする重要な証拠になります。

提出していただいた物は、あなたから返還の請求があった場合には一時的にお返ししたり、保管の必要がなくなった場合は裁判が終わらなくてもお返しします（還付・仮還付）。

自動車保険について

○自賠責保険と任意保険○

自動車保険には、強制保険と呼ばれている自賠責保険（自動車損害賠償保険。共済を含む）と任意保険（共済を含む）があり

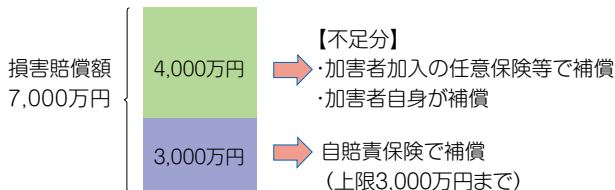
- 自賠責保険…交通事故による被害者等の保護を図る目的で、車1台ごとに加入を義務づけられている保険

- 任意保険…自賠責保険では補いきれない損害賠償を補償する保険で、次のようになっています。

自賠責保険		任意保険						
加入しなければならない(義務)	加入	任意						
人身損害のみ	対象	人身損害と物損						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">死亡</td> <td style="text-align: center;">3,000万円</td> </tr> <tr> <td>傷害</td> <td style="text-align: center;">120万円</td> </tr> <tr> <td>後遺障害</td> <td style="text-align: center;">75万～4,000万円 (1～14の障害等級による)</td> </tr> </table>	死亡	3,000万円	傷害	120万円	後遺障害	75万～4,000万円 (1～14の障害等級による)	支払い 限度額	保険契約の限度額までの補償
死亡	3,000万円							
傷害	120万円							
後遺障害	75万～4,000万円 (1～14の障害等級による)							

人身損害の場合は、基本的に自賠責保険から補償され、損害賠償額が限度額を上回ったときは、上回っている分は任意保険により補償されることとなります。

たとえば、死亡事故で損害賠償額が7,000万円となった場合、自賠責保険で上限3,000万円が補償（てん補）され、不足分の4,000万円は加害者側が加入している任意保険や被害者が加入している人身傷害保険によりその全額又は一部が補償されます。これらによっても補償額が損害賠償額に満たない場合や、関係者がこれらの保険に未加入の場合は、加害者自身が賠償することとなります。



○自賠責保険○

1 自賠責保険の請求

加害者又は被害者が、損害保険会社（組合を含む）に対して、交通事故証明書、診断書等の必要書類を提出して損害賠償額の支払いを請求できます。

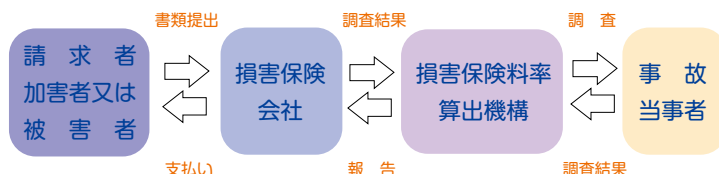
(1)被害者請求

被害者等から直接、事故を起こした自動車について契約を締結している損害保険会社に対して損害賠償額の支払いを請求できます。

(2)加害者請求

損害賠償金を支払った運転者又は自動車の所有者から、契約を締結している損害保険会社に対して保険金を請求できます。

なお、総損害額の確定前であっても、被害者は医療機関へ治療費等を支払った都度、加害者は被害者へ賠償した都度、限度額の範囲内で何度でも損害保険会社に対して保険金を請求することができます。



2 仮渡金（かりわたしきん）制度

被害者等が交通事故によって生活に困ることのないよう、示談が成立する前に、当座の出費に充てるため、仮渡金を損害保険会社に請求することができます。

※ 請求の具体的な手続については、損害保険会社にお問い合わせください。

3 請求できる期間

請求区分	いつから	いつまでに
傷害	事故発生日	事故発生から3年以内
後遺障害	症状固定日	症状固定日から3年以内
死亡	死亡日	死亡日から3年以内

※ 自賠責保険では3年で時効となり、保険金（共済金）を請求する権利が消滅します。何らかの理由で請求が遅れてしまう場合は、時効中断の制度があるので、各損害保険会社（組合）にご相談ください。

※ 平成22年3月31日以前の事故の場合は、2年になります。

※ 症状固定日とは、症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行ってもその医療効果が期待できなくなったときをいい、医師により判断されます。

自賠償保険(共済)請求 提出書類一覧表

必要書類	加害者請求			被害者請求				
	死亡	後遺障害	傷害	死亡	後遺障害	傷害	仮渡金	
	死亡	後遺障害	傷害	死亡	後遺障害	傷害	死亡	傷害
保険金(共済)・損害賠償額・仮渡金支払請求書	○	○	○	○	○	○	○	○
交通事故証明書(人身事故)	○	○	○	○	○	○	○	○
事故発生状況報告書	○	○	○	○	○	○	○	○
医師の診断書または死体検案書(死亡診断書)	○	○	○	○	○	○	○	○
診療報酬明細書	○	○	○	○	○	○		
通院交通費明細書	○		○	○		○		
付添看護自認書または看護料領収書	○		○	○		○		
休業損害証明書または確定申告書(控え)など	○	○	○	○	○	○		
加害者の支払を証する領収書	○	○	○					
示談書(示談成立の場合)	○	○	○					
請求者の印鑑証明	○	○	○	○	○	○	○	○
委任状及び委任者の印鑑証明(第三者に委任する場合)	○	○	○	○	○	○	○	○
戸籍謄本	○			○			○	
後遺障害診断書		○			○			
レントゲン写真等	○	○	○	○	○	○		

◎印は必ず提出、○印は事故の内容によって提出する書類です。
その他の書類も必要に応じて提出していただく場合があります。

○任意保険○

自賠償保険は被害者の救済を目的としたもので、補償範囲や補償額が限定されています。また物損事故には適用されません。それを補うのが任意保険です。加害者が任意保険に加入していれば保険金の請求ができます。

保険金の請求には、交通事故証明、事故発生状況報告書、診断書などの書類が必要になりますので、保険会社、農業協同組合等にお問い合わせください。

○自動車損害賠償保障事業○

次のような人身事故については、自賠責保険から救済が受けられません。

- ひき逃げされ、相手が判明しない。
- 事故を起こした相手が自賠責保険に加入していない。
- 事故を起こした相手の車が盗難車で自賠責保険が使えない。

自動車損害賠償保障事業とは、このような場合などに、政府が自動車損害賠償保障法に基づいて被害者等の救済を図るため、損害をてん補する制度です。

- 自動車や原動機付自転車を使用したひったくり事件や自動車を凶器とした殺人・傷害等の事件についても、この保障制度の対象となることがあります。
- 詳しくは、下記相談窓口か、損害保険会社等の窓口にてお問い合わせください。



(一社)日本損害保険協会

そんぽ ADR センター

0570 - 022808

被害者等の方が利用できる制度等

○警察の支援○

1 被害者支援担当官制度

交通事故が発生して間がない、精神的に動揺されている被害者やそのご家族を支援するために、指定された警察職員が、被害者等への付添い、各種相談の受理などの支援活動を行っています。

～ 支援の種類～

付添い

- 事故現場における実況見分時の付添い
- 警察における事情聴取時の付添い

相談・情報提供

- 相談受理
- 公判等刑事手続に関する情報提供
- 各種申請手続の教示

紹介・引継ぎ

- 民間被害者支援団体の紹介・引継ぎ
- 各種相談機関の紹介
- 民間カウンセラーの紹介・引継ぎ

2 被害者連絡制度

警察では、重大な交通事故事件等の被害に遭われた方やそのご家族に対し、交通事故を担当した捜査員等が適時適切に次のような情報を提供する被害者連絡制度を運用しています。

連絡事項

《交通事故に関すること》

- ・ 捜査状況
- ・ 加害者の住所、氏名、年齢等（※）
- ・ 交通事故の発生日時、場所（※）

《相手方の刑事処分に関すること》

- ・ 加害者の検挙状況（※）
- ・ 加害者の処分状況
- ・ 送致先検察庁、起訴・不起訴等の処分結果、起訴された裁判所



- ※ 事件によっては捜査状況等についてお知らせできない場合もあります。
- ※ 連絡を希望されない方は、連絡担当者（事件担当捜査員）にその旨をお話ください。
- ※ 加害者が少年の場合には、連絡の内容に若干の違いがあります。

3 行政処分に関する情報提供

加害者に対して行われた行政処分の内容や、意見の聴取の日程についてお知らせすることができます。「P 3. 行政処分について」の項をご参照ください。

4 カウンセリング

交通事故等により大きな精神的被害を受けた被害者やそのご家族に対し、精神的被害を軽減するため、精神科医等の専門家による被害者等のための相談・カウンセリングを実施しています。

詳しくは、下記連絡先までご相談ください。

栃木県警察本部県民広報相談課 犯罪被害者支援室

電話：028－621－0110（警察本部代表）

○その他司法関係機関の支援○

1 検察庁における被害者支援員制度

被害者等の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者等の支援に携わる「被害者支援員」が全国の検察庁に配置されています。

被害者支援員は、被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害者等の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っています。

2 検察庁における被害者等通知制度等

検察庁から被害者等に対し、ご希望に応じてできる限り、処分結果や刑事裁判の結果等について通知する制度があります。検察庁の担当の検察官・被害者支援員にお問い合わせください。

《通知できるもの》

- 事件の処分結果
- 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日
- 裁判の結果
- 加害者の身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由等
- 加害者の刑務所からの出所に関する情報等

3 検察審査会への審査申立て

検察官が不起訴とした処分について、検察審査会に申し立てて不起訴処分の可否の審査を求めることができます。審査の申立てや相談については、一切費用がかりません。最寄りの検察審査会事務局（地方裁判所内）にお問い合わせください。

4 裁判で利用できる制度

被害者やご家族の方には、犯罪の立証等のため、証人として公判で証言していただくことがあります。そのご負担に配慮し、次のことが認められています。（あらかじめ裁判所の許可が必要です。）

- ① **付添い**
裁判所が認める適当な人に付き添ってもらうことができます。
- ② **遮へい物・モニターを通じての証言**
被害者等の方が、被告人や傍聴人から見えないように、遮へい物を設置してもらったり、別室からビデオモニターを通じて証言したりすることができます。
- ③ **公判中の事件記録の閲覧・コピー**
第1回の公判期日の後、原則として、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます。
- ④ **意見陳述**
被害に関する心情や意見を述べることができます。
- ⑤ **優先傍聴**
被害者等の方々の申出があれば、優先して公判を傍聴することができるように配慮されます。
- ⑥ **示談内容の刑事裁判の調書への記載**
示談が成立したが、被告人が和解した約束を守らない場合、民事訴訟を起こさなくても良いように、示談内容を刑事裁判の調書に記載してもらうことができます。
- ⑦ **検察庁で、冒頭陳述終了後、冒頭陳述の要旨を記載した書面を受け取ることができます。**
- ⑧ **被害者参加制度**
危険運転致死傷罪、過失運転致死傷罪等の被害者等の方々は、裁判所の許可を得て刑事裁判に参加することができます。
具体的には、公判期日に出席し、一定の要件の下で証人や被告人に質問をしたり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。
- ⑨ **損害賠償命令制度**
危険運転致死傷罪等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害者等の方々は、刑事被告事件の係属する裁判所に対し、被告人に損害賠償を命ずる旨の申立てをすることができます。
この手続は、被告人に対し有罪の言渡しがあった場合、直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、刑事事件を担当した裁判所が刑事記録を職権で取り調べるなど、被害者等による被害事実の立証が容易になっています。
- ⑩ **被害者国選弁護人制度**
刑事裁判への参加を許可された被害者等の方々が、被害者参加人として適切かつ効果的に刑事裁判に参加するために、資力が乏しい場合であっても弁護士の援助を受けられるよう、裁判所が弁護士を選定し、国が弁護士報酬等を負担する制度があります。

加害者が少年の場合

14歳以上20歳未満の少年による事件の被害者等の方々には、次のような制度があります。

① 事件記録の閲覧・コピー

被害者等は審判開始の決定があった後、原則として、裁判所にある少年事件の事件記録（少年の要保護性に関して行われる調査についての記録である、いわゆる社会記録は除く）の閲覧・コピーができます。

② 意見の陳述

裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情や意見を述べることができます。

③ 少年審判の傍聴

危険運転致死傷罪、過失運転致死傷罪等、一定の罪の被害者等は、裁判所の許可を得て少年審判を傍聴することができます。

④ 審判の状況についての説明

家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。

⑤ 審判結果の通知

家庭裁判所から、少年審判の結果等の通知を受けることができます。

①～⑤ お問い合わせ先

宇都宮家庭裁判所	028-333-0052
宇都宮家庭裁判所栃木支部	0282-23-0579
宇都宮家庭裁判所足利支部	0284-41-3168

⑥ 被害者等通知制度（少年審判後の通知）

被害者やご家族の方々の申出がある場合、少年審判において保護処分を受けた加害者（少年）の少年院における処遇状況や、保護観察中の処遇状況などについて通知が受けられます。

《通知できるもの》

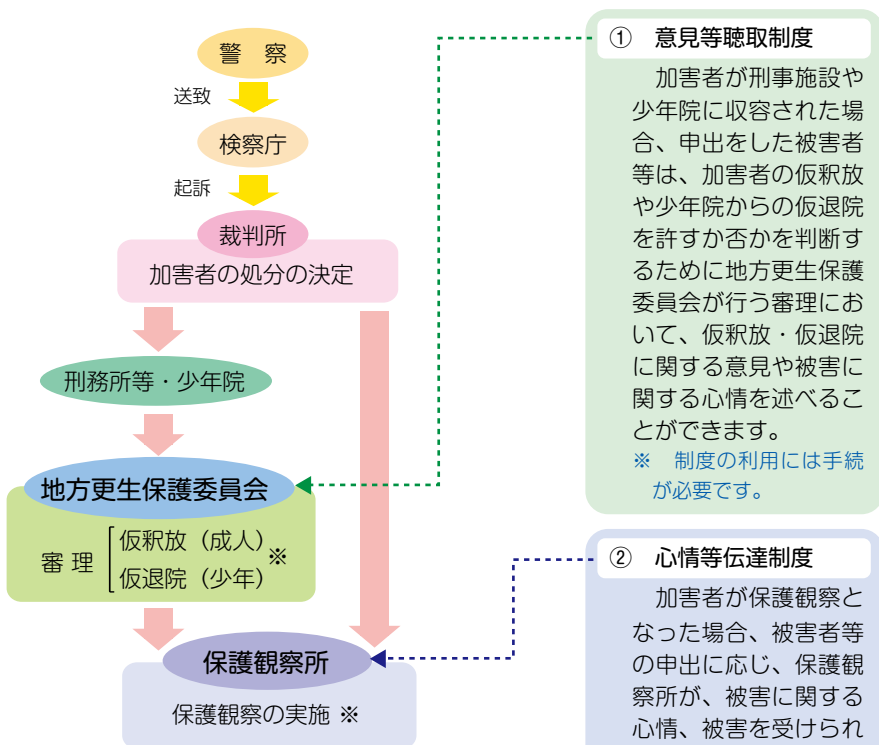
- 少年院への入院年月日、及び、収容されている少年院の名称・所在地
 - 少年院における教育状況（おおむね6か月ごとに通知）
 - 少年院を出院した年月日
 - 仮退院審理を開始した年月日
 - 仮退院を許す旨の決定をした年月日
 - 保護観察が開始された年月日や保護観察終了予定時期
 - 保護観察中の処遇状況（おおむね6か月ごとに通知）
 - 保護観察が終了した年月日
- …など。

⑦ お問い合わせ先

- ※ 加害者の審判結果が「少年院送致」である場合
宇都宮少年鑑別所 028-648-5062
- ※ 加害者の審判結果が「保護観察」である場合
宇都宮保護観察所 028-621-2391

○更生保護において利用できる主な制度○

加害者の更生保護について、次のような意見を述べる制度があります。



① 意見等聴取制度

加害者が刑事施設や少年院に収容された場合、申出をした被害者等は、加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために地方更生保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。

※ 制度の利用には手続きが必要です。

② 心情等伝達制度

加害者が保護観察となった場合、被害者等の申出に応じ、保護観察所が、被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、これを保護観察中の加害者に伝えます。

※ 制度の利用には手続きが必要です。

※ 仮釈放・仮退院とは
刑務所や少年院に収容されている人を、収容期間の満了前に一定の条件の下に釈放して、保護観察に付す制度です。

※ 保護観察とは
犯罪や非行をした人の更生のために、指導監督及び補導援護を行うものです。

詳しくは、下記の窓口までお問い合わせください。

宇都宮保護観察所

028-621-2391

○民間犯罪被害者等支援団体による支援○

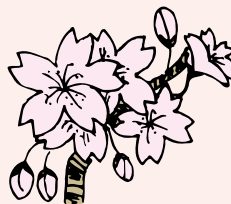
栃木県の民間犯罪被害者等支援団体である「公益社団法人被害者支援センターとちぎ」は、栃木県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定され、安心して継続的な支援を受けることができる団体です。

同センターでは、以下の支援活動を行っています。

① 電話による相談

月曜～金曜 午前10時～午後4時までの間

相談電話：028-643-3940



② 面接による相談

月曜～金曜 午前10時～午後4時までの間

電話相談の内容により、支援員が対応します。要予約。

③ 弁護士による相談

相談の内容により、センターと契約している、栃木県弁護士会所属の弁護士が対応します。

相談日は毎月第3木曜日で、無料で受けられます。要予約。

④ カウンセリング

電話・面接相談の結果、専門家によるカウンセリングが必要な方には、臨床心理士等によるカウンセリングを無料で行います。

⑤ 直接支援

要望に基づき、支援員が

- ・ 病院、行政窓口、警察署、検察庁、公判等への付添い
- ・ 各種手続等に関する情報提供、付添い
- ・ 外出が難しい方への家庭訪問や日常生活の支援

などを行います。

⑥ 被害者グループへの援助

同じような被害に遭われた被害者の方へ、交流場所の提供や、活動の支援を行います。

こんな時、相談に乗ってくれるのは？

交通事故に遭って初めて直面する様々な問題。様々な機関が相談窓口を設けて、支援に当たっています。

詳しい連絡先等は次ページからをご参照ください。

相談窓口 相談内容	官公庁の窓口							その他関係機関の窓口															
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳				
	A		B		C																		
	栃木県警察本部犯罪被害者支援室	事故現場を管轄する警察署	宇都宮地方検察庁	宇都宮地方裁判所・簡易裁判所 家庭裁判所・各支部	宇都宮保護観察所	栃木県交通事故相談センター	栃木県住宅供給公社	県福祉事務所（健康福祉センター）	福祉事務所	町役場（福祉担当課）	最寄りの税務署	（公社）被害者支援センターとちぎ	（公社）交通安全活動推進センター 「法テラス」	栃木県交通安全活動推進センター	（公社）日弁連交通事故相談センター	（公財）交通事故紛争処理センター	（社）日本損害保険協会	（財）自賠責保険・共済紛争処理機構	（財）賠償責任・共済紛争処理機構	独立行政法人自動車事故対策機構 （NASSVA）	（公財）交通通児育英会	（公財）交通通児育英会	（財）道路厚生会（※1）
利用できる制度の内容や手続の方法がわからない	○	○				○						○	○										
事情聴取や証人出廷など、司法手続に不安がある	○	○	○	○									○	○									
事故現場等を見てみたい、事故の状況を知りたい（※2）		○																					
事故捜査の進展状況について知りたい（※2）		○	○																				
加害者の住所・氏名等について知りたい（※2）		○	○																				
加害者の処遇について知りたい （逮捕・拘留・保釈等）（※2）		○	○																				
加害者の刑事裁判や少年審判を傍聴したい			○	○																			
刑事裁判や少年審判で意見を言いたい			○	○									○										
加害者の刑事処分について知りたい（※2）		○	○	○																			
加害者の行政処分について知りたい（※2）		○																					
刑務所等に収容された加害者の仮釈放等について意見を言いたい			○		○																		
保護観察中の加害者に、被害に関する心情、生活や行動に関する意見を言いたい					○																		
加害者が自賠責保険に加入していない						○							○	○	○	○							
加害者が任意保険に加入していない						○							○	○	○	○							
加害者に損害賠償を請求したい				○		○							○	○	○	○					○		
加害者が損害賠償を支払ってくれない				○		○							○	○	○	○					○		
示談交渉がうまくいかない					○								○	○	○	○	○						
加害者側の弁護士にどう対応してよいか分からない						○							○	○	○	○							
事故の負傷で医療費の負担が大きい						○		○	○	○													
事故の負傷で後遺症が残り、介護が必要になった						○		○	○	○											○		
事故で働けなくなり（働き手を失い）生活に困っている						○		○	○	○											○		
事故で働けなくなり（働き手を失い）子供の養育に困っている						○		○	○	○											○	○	○
事故で働けなくなり（働き手を失い）今まで住んでいた家に住めなくなった	○	○				○	○																
事故やその後の対応などで精神的に傷ついてしまった	○	○											○	○									
事故で近親者を亡くし、悲しみから立ち直れない	○	○											○	○									
事故の遺族同士で話をしたり情報交換をしたい													○										

※1 東日本高速道路（株）、中日本高速道路（株）、西日本高速道路（株）の管理する道路での交通事故に限ります。
 ※2 捜査情報については、情報の全てについて公開するものではありませんので、ご希望に添えない場合もあります。

各種相談窓口

① 栃木県警察本部犯罪被害者支援室

公費によるカウンセリングの手配、公営住宅への優先入居のご相談のほか、各種ご相談への適切な対応機関のご紹介など、総合的に対応いたします。

窓 口	住 所	電話番号
栃木県警察本部	宇都宮市埴田1-1-20	028-621-0110

② 事故現場を管轄する警察署

事故の捜査を担当しておりますので、相手方に関することや捜査の進展状況などについて、可能な範囲でお知らせします。また、その他の各種ご相談にも対応いたします。詳しくはP9～をご参照ください。

窓 口	住 所	電話番号
宇都宮中央警察署	宇都宮市下戸祭1-1-6	028-623-0110
宇都宮東警察署	宇都宮市中今泉3-5-63	028-610-0110
宇都宮南警察署	宇都宮市みどり野町1-8	028-653-0110
小山警察署	小山市大字神鳥谷1738-5	0285-31-0110
足利警察署	足利市千歳町94-7	0284-43-0110
栃木警察署	栃木市箱森町40-14	0282-25-0110
那須塩原警察署	那須塩原市方京2-15-1	0287-67-0110
佐野警察署	佐野市浅沼町573-6	0283-24-0110
鹿沼警察署	鹿沼市上殿町1000-5	0289-62-0110
真岡警察署	真岡市荒町115	0285-84-0110
下野警察署	下野市下古山2451-41	0285-52-0110
大田原警察署	大田原市紫塚1-1-4	0287-24-0110
今市警察署	日光市今市1378-1	0288-23-0110
さくら警察署	さくら市馬場786-1	028-682-0110
矢板警察署	矢板市中2001-1	0287-43-0110
日光警察署	日光市稲荷町2-2-2	0288-53-0110
那須烏山警察署	那須烏山市初音3-6	0287-82-0110
茂木警察署	芳賀郡茂木町大字茂木209-2	0285-63-0110
那珂川警察署	那須郡那珂川町北向田85	0287-92-0110
高速道路交通警察隊	鹿沼市茂呂24-1	0289-76-2856

③ 宇都宮地方検察庁

検察庁に送致された事件についてのお問い合わせや、刑事裁判において受けられる支援などについて、ご相談に対応いたします。詳しくはP 10～をご参照ください。

窓 口	住 所	電話番号
宇都宮地方検察庁 (被害者ホットライン)	宇都宮市小幡 2-1-11	028-623-6790

④ 宇都宮地方裁判所・簡易裁判所・家庭裁判所

刑事裁判において受けられる支援、損害賠償請求などに関する手続きについてご説明いたします。また、家庭裁判所では、少年審判の傍聴等に関するご相談に対応いたします。詳しくはP 11～をご参照ください。

窓 口	住 所	電話番号
宇都宮地方裁判所 簡易裁判所・家庭裁判所	宇都宮市小幡 1-1-38	028-621-2111 (代表)

⑤ 宇都宮保護観察所

刑務所等に収容された加害者の釈放等に関するご相談や、心情等伝達制度についてのご相談に対応いたします。詳しくはP 12～をご参照ください。

窓 口	住 所	電話番号
宇都宮保護観察所	宇都宮市小幡 2-1-11 宇都宮法務総合庁舎4階	028-621-2391

⑥ 栃木県交通事故相談センター

損害賠償請求、示談の進め方、生活問題等について、面接、電話での相談を受け付けています。問題解決のための指導や助言、必要に応じて関係機関への斡旋を行っています。

窓 口	住 所	電話番号
栃木県広報課 (県民プラザ)	宇都宮市埴田 1-1-20 栃木県庁舎本館2F	028-623-2188
下都賀県民相談室	栃木市神田町 6-6 栃木県下都賀庁舎1F	0282-24-5666
那須県民相談室	大田原市中央 1-9-9 栃木県那須庁舎1F	0287-23-1556

※ このほか、各市役所等における巡回相談所も開設しております。
詳しくは県民プラザ室にお問い合わせください。

⑦ 栃木県住宅供給公社他

犯罪や交通事故により働き手を失い収入が減少した世帯に対して、県営住宅への入居支援を行っています。

窓 口	住 所	電話番号
栃木県住宅供給公社	宇都宮市仲町1-1 栃木県地域づくり機構ビル新社屋4階	028-622-2539
栃木県住宅供給公社中央支所	宇都宮市仲町1-1 栃木県地域づくり機構ビル新社屋2階 (宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、上三川町、芳賀町の県営住宅)	028-626-3198
栃木県住宅供給公社栃木支所	栃木市神田町6-6 下都賀庁舎内 (栃木市、下野市、小山市、壬生町の県営住宅)	0282-23-6604
塩那プラザ	矢板市末広町34-7 矢板土木事務所内 (矢板市、さくら市、高根沢町の県営住宅)	0287-47-7174
那須プラザ	那須塩原市末広町53-71 (那須塩原市、大田原市、那須町の県営住宅)	0287-74-5901
佐野プラザ	佐野市高砂町2791 加嶋屋ビル1F (佐野市の県営住宅)	0283-85-7871
わたらせプラザ	足利市通3-2589 足利織物会館内 (足利市の県営住宅)	0284-20-1717

⑧ 各福祉事務所・町役場福祉担当課

生活やこどもの養育に困っている方、障がいがある方などの福祉の相談に応じます。

種別	窓 口	住 所	電話番号
A・県福祉事務所	芳賀福祉事務所 (県東健康福祉センター)	真岡市荒町116-1	0285-82-3322
	下都賀福祉事務所 (県南健康福祉センター)	小山市犬塚3-1-1	0285-21-2216
	那須福祉事務所 (県北健康福祉センター)	大田原市住吉町2-14-9	0287-23-2171
B・市福祉事務所	宇都宮市社会福祉事務所	宇都宮市旭1-1-5 宇都宮市役所	028-632-2105
	生活保護に関すること	生活福祉第一課	028-632-2070
	高齢者福祉に関すること	高齢福祉課	028-632-2903
	障がい福祉に関すること	障がい福祉課	028-632-2353
	児童福祉に関すること	子ども家庭課	028-632-2296
保育に関すること	保育課	028-632-2383	

次ページに続く

B・市福祉事務所	足利市福祉事務所 生活保護に関すること 障がい福祉に関すること 高齢者福祉に関すること 児童福祉に関すること	足利市本城3-2145 足利市役所 社会福祉課生活保護担当 社会福祉課障がい福祉担当 元気高齢課 こども家庭政策課	0284-20-2133 0284-20-2133 0284-20-2169 0284-20-2135 0284-20-2137
	栃木市福祉事務所	栃木市万町9-25	0282-21-2212
	佐野市福祉事務所	佐野市高砂町1	0283-20-3020
	鹿沼市福祉事務所	鹿沼市今宮町1688-1	0289-63-2173
	日光市福祉事務所	日光市今市本町1	0288-21-5149
	小山市福祉事務所 生活保護に関すること 障がい福祉に関すること 高齢者福祉に関すること 児童福祉に関すること 保育に関すること	小山市中央町1-1-1 小山市役所 福祉課 福祉課 高齢生きがい課 子育て家庭支援課 こども課	0285-22-9622 0285-22-9622 0285-22-9624 0285-22-9541 0285-22-9634 0285-22-9614
	真岡市福祉事務所	真岡市荒町5191	0285-83-6063
	大田原市福祉事務所	大田原市本町1-4-1	0287-23-8637
	矢板市福祉事務所	矢板市本町5-4	0287-43-1116
	那須塩原市福祉事務所	那須塩原市共墾社108-2	0287-62-7136
	さくら市福祉事務所	さくら市氏家2771	028-681-1106
	那須烏山市福祉事務所	那須烏山市田野倉85-1	0287-88-7115
	下野市福祉事務所	下野市笹原26	0285-32-8901
	C・町役場 (福祉担当課)	上三川町 健康福祉課	河内町上三川町しらさぎ1-1
益子町 健康福祉課		芳賀郡益子町益子2030	0285-72-8851
茂木町 保健福祉課		芳賀郡茂木町茂木155	0285-63-5631
市貝町 健康福祉課		芳賀郡市貝町市塙1280	0285-68-1113
芳賀町 健康福祉課		芳賀郡芳賀町祖母井1020	028-677-1112
壬生町 健康福祉課		下都賀郡壬生町通町12-22	0282-81-1883
野木町 健康福祉課		下都賀郡野木町丸林571	0280-57-4172
塩谷町 保健福祉課		塩谷郡塩谷町玉生741	0287-45-1119
高根沢町 健康福祉課		塩谷郡高根沢町石末2053	028-675-8105
那須町 保健福祉課		那須郡那須町寺子丙3-13	0287-72-6917
那珂川町 健康福祉課		那須郡那珂川町馬頭555	0287-92-1119

⑨ 最寄りの税務署

交通事故が原因で負傷して医療費を支払ったり、身体に障害を負ったりした方、あるいは、配偶者と死別した方などには、医療費控除、障害者控除、寡婦（寡夫）控除等の所得控除が認められる場合がありますのでご相談ください。

窓 口	管轄区域	住 所	電話番号
宇都宮税務署	宇都宮市、上三川町	宇都宮市昭和2-1-7	028-621-2151
足利税務署	足利市	足利市伊勢町4-18-2	0284-41-3151
栃木税務署	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町	栃木市河合町1-29 栃木地方合同庁舎	0282-22-0885
佐野税務署	佐野市	佐野市若松町425	0283-22-4366
鹿沼税務署	鹿沼市、日光市	鹿沼市東末広町1934-24	0289-64-2151
真岡税務署	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	真岡市荒町5178	0285-82-2115
大田原税務署	大田原市、那須塩原市、那須町	大田原市紫塚1-5-54	0287-22-3115
氏家税務署	矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町	さくら市氏家2431-1	028-682-3311

⑩ 公益社団法人被害者支援センターとちぎ

民間の立場から被害者やそのご家族の心情に寄り添いつつ、平穏な生活を取り戻せるよう、関係機関との連携による支援活動を展開しています。

詳しくは、P 14 をご参照ください。

窓 口	住 所	電話番号
(公社)被害者支援センターとちぎ	宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館2F	028-643-3940

⑪ 日本司法支援センター「法テラス」

被害者等の支援に詳しい弁護士や犯罪被害者支援団体に関する情報の無料提供や、資力の乏しい方のために、無料法律相談や裁判代理費用、書類作成費用の立替えなどを行います。

また、日本弁護士連合会からの委託を受けて、一定の犯罪の被害者等に対して、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行います。

窓 口	住 所	電話番号
法テラス栃木	宇都宮市本町4-15 宇都宮N1ビル2F	0570-079714

⑫ 栃木県交通安全活動推進センター

栃木県公安委員会に指定された法人であり、交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害に関する相談や、精神的被害の回復に関する相談に応じ、適切な助言をしています。

窓 口	住 所	電話番号
栃木県交通安全活動 推進センター	宇都宮市昭和3-2-8	028-622-8483

⑬ 公益財団法人日弁連交通事故相談センター

全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、損害賠償額の算定等、交通事故の民事上の法律問題について弁護士による交通事故相談・示談斡旋・審査を無料で行っています。

窓 口	住 所	電話番号
(公財)日弁連交通事故相 談センター栃木相談所	宇都宮市明保野町1-6 栃木県弁護士会館内	028-689-9001

⑭ 公益財団法人交通事故紛争処理センター

交通事故の紛争の適切な処理と公共の福祉を目的として全国に10か所の拠点を設け活動しています。当事者間において、損害賠償などの問題について解決が図れないときに、公正・中立の立場で、無償で紛争解決の支援を行います。

窓 口	住 所	電話番号
(公財)交通事故紛争 処理センター	東京都新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリスビル25F	03-3346-1756

⑮ 一般社団法人日本損害保険協会

自動車保険・自賠責保険の保険金請求に関する相談・照会・苦情に対応しています。

窓 口	住 所	電話番号
そんぽADRセンター東京	東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7F	0570-022808 (ナビダイヤル)

⑯ 一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構

被害者や、自賠責保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、公正かつ確な解決を目指し、支払い内容について審査・調停を行っています。

窓 口	住 所	電話番号
(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構(東京)	東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル11F	0120-159-700

⑰ 独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)

NASVAでは自動車やオートバイが絡む事故(自動車等事故)により亡くなられたり、重度後遺障害を残すこととなった方やそのご家庭に、下記のような援護業務を行っています。

- (ア) 自動車等事故により脳・脊髄又は胸腹部臓器に重度の後遺障害が残り、日常生活において常時又は随時介護が必要な方への介護料支給
- (イ) 自動車等事故により保護者の方が亡くなられたり、重度後遺障害が残った方の子に対する中学校卒業までの生活資金の無利子貸付
- (ウ) 自動車等事故による脳損傷で、重度後遺障害が残り、重度で一定の要件に該当する方を専門に治療・看護する療護施設の設置・運営
- (エ) 介護に係る相談、交通遺児の生活相談等の受付
- (オ) 交通事故被害に遭われ、法律、金銭、介護などの悩みをどこに相談したらよいのかお困りの方に対して、各種相談機関の窓口を無料でご紹介します。

窓 口	住 所	電話番号
独立行政法人自動車事故対策機構栃木支所	宇都宮市大通り2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル2階	028-651-2701 0570-000738 (NASVA被害者ホットライン)

⑱ 公益財団法人交通遺児等育成基金

自動車事故で父や母など保護者を失った16歳未満の交通遺児が、自動車事故の損害賠償金等の中から拠出金を払い込んで「交通遺児育成基金制度」に加入すると、これに国と民間協力団体が負担する援助金を加えて運用し、交通遺児が満19歳に達するまで育成給付金として年4回一定額が支給されます。

窓 口	住 所	電話番号
(公財)交通遺児等育成基金	東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7F	0120-16-3611 03-5212-4511

⑱ 公益財団法人交通遺児育英会

道路における交通事故が原因で死亡した方や著しい後遺障害がある方の子女等のうち、経済的な理由で修学が困難な方に学資を貸与しています。

窓 口	住 所	電話番号
(公財)交通遺児育英会	東京都千代田区平河町2-6-1 平河町ビル3F	03-3556-0771

⑳ 一般財団法人道路厚生会

東日本・中日本・西日本高速道路(株)の管理する道路で交通事故(原因・過失を問わず)により死亡された方の遺児で、経済的な理由から修学困難な高校生等に対し、修学資金援助と卒業祝金の贈呈を行っています。

なお、修学資金及び卒業祝金ともに返済の必要はありません。

窓 口	住 所	電話番号
(一財)道路厚生会	東京都千代田区紀尾井町3-12 紀尾井町ビル11F	03-6674-1761 (平日9:30~17:00)

㉑ 日本財団 まごころ奨学金

保護者または本人が、犯罪に遭遇し、学資の支弁が困難になった家庭の子どもで、高校、特別支援学校高等部、専修学校(専門課程・高等課程)、高等専門学校、短大、大学、大学院に在学しているか進学を予定している方を対象に奨学金等を給付しています。

窓 口	住 所	電話番号
まごころ奨学金	東京都港区赤坂1-2-2	03-6229-5111 (平日9:00~17:00)



県や市町による見舞金制度



栃木県内の見舞金制度の問い合わせ先

見舞金制度とは、殺人や傷害、危険運転致死傷などの故意の犯罪行為により死亡された方のご遺族、又は重傷病を負われた方が、被害後に直面する経済的な負担の軽減を目的とする制度です。

見舞金の対象については県、各市町によって異なりますので、県や各市町にご確認ください。

R5.4.1 現在

〈栃木県〉

くらし安全安心課 ☎ 028 - 623 - 2154

〈市町〉

○宇都宮市

生活安心課 ☎ 028 - 632 - 2137

○足利市

市民生活課 ☎ 0284 - 20 - 2111

○栃木市

交通防犯課 ☎ 0282 - 21 - 2151

○鹿沼市

生活課 ☎ 0289 - 63 - 2122

○小山市

市民生活安心課 ☎ 0285 - 22 - 9282

○真岡市

くらし安全課 ☎ 0285 - 83 - 8110

○大田原市

危機管理課 ☎ 0287 - 23 - 9301

○矢板市

生活環境課 ☎ 0287 - 43 - 1114

- 那須塩原市
生活課 ☎ 0287 - 62 - 7126
- さくら市
生活環境課 ☎ 028 - 681 - 1126
- 茂木町
総務課 ☎ 0285 - 63 - 5632
- 芳賀町
総務課 ☎ 028 - 677 - 6029
- 壬生町
生活環境課 ☎ 0282 - 81 - 1826
- 塩谷町
くらし安全課 ☎ 0287 - 45 - 1115
- 高根沢町
地域安全課 ☎ 028 - 675 - 8110
- 那珂川町
総務課 ☎ 0287 - 92 - 1111

- 佐野市
危機管理課 ☎ 0283-20-3056
- 日光市
生活安全課 ☎ 0288-21-5112
- 那須烏山市
総務課 ☎ 0287-83-1117
- 下野市
安全安心課 ☎ 0285-32-8894
- 上三川町
地域生活課 ☎ 0285-56-9129
- 益子町
総務課 ☎ 0285-72-8826
- 市貝町
総務課 ☎ 0285-68-1111
- 野木町
総務課 ☎ 0280-57-4112
- 那須町
保健福祉課 ☎ 0287-72-6917

※ 県外の見舞金制度については、各都道府県市区町村にお問い合わせください。



ここまで、交通事故の被害者の方やご家族の方が直面するさまざまな問題や、それに対する各機関の支援についてご案内してきました。

しかし、それでもまだ、不安に思われる点はたくさんあるでしょう。

不安なこと、わからないことがありましたら、いつでも担当者にご連絡ください。
捜査経過のお知らせ等が心の負担になるので控えてほしいときなども、ご遠慮なくお知らせください。

ご希望に添えるよう、できる限りの対応させていただきます。

事故が起きてしまったその事実を消すことはできません。

私たち警察は、事故による苦しみや悲しみを完全に排除することはできませんが、皆様が一日も早く平穏な日常を取り戻し、明日に向き合える日が来ることを、心からお祈りしております。



